

SHARE LOUNGE 利用規約等の改定 新旧対照表

改定日：2026 年 11 月 9 日

本資料は、今回の改定項目のうち、アプリの機能・サービス変更に伴う事項、および規約内容の明確化に関する事項に絞って、変更内容を分かりやすく要約したものです。表現調整、誤記修正、条番号変更のみの項目は掲載していません。正式な内容は改定後の各規約をご確認ください。

1. SHARE LOUNGE 利用規約

条項	改定前	改定後	改定の趣旨
第 2 条第 3 項（新設）	定めなし	指定店舗・時間帯では、アプリ等による予約、チェックイン、チェックアウト、決済を利用手続・精算手続とし、アプリ表示や店舗案内に従うことを明記しました。	アプリ改修
第 2 条第 5 項	利用時間の延長は、スタッフへの申出が必要でした。	アプリ利用中で次の時間帯の座席を確保できる等の条件を満たす場合、自動延長され、延長料金が発生することを明記しました。混雑状況等により延長できない場合があります。	アプリ改修／内容の明確化
第 2 条第 6 項	受付で精算し、未精算で退店した場合は閉店まで延長料金が発生する旨を定めていました。	受付またはアプリで精算・利用終了手続を行います。退店時刻を運営者が確認できる場合を除き、未精算時は閉店までの延長料金を申し受ける内容に修正しました。	アプリ改修／内容の明確化
第 3 条第 3 項（新設）	定めなし	電子錠設置店舗の入退店、一時入退店、同行者の取扱い等は「スマートチェックインに関する特約」に従うことを明記しました。	アプリ改修
第 4 条第 7 号～第 9 号（新設）	定めなし	利用終了後に退店しない行為、QR コード等を第三者に使用させる行為、未手続の第三者を入館させる行為、電子錠・認証端末等を不正操作する行為を、利用をお断りする事由に追加しました。	アプリ改修
第 4 条第 13 号	当社または運営者が不適切と判断した場合。	前各号に準ずる事由があり、運営者が利用を不適切と合理的に判断した場合に限定しました。	内容の明確化
第 8 条第 1 項第 11 号・第 12 号	理由を問わず施設を傷つける行為、または名誉・信用・プライバシーを傷つける行為を禁止していました。	施設損傷は「故意または過失による場合」に整理し、名誉・信用・プライバシー侵害について文言を整理しました。	内容の明確化
第 10 条	運営者の故意による場合を除き、貴重品等の事故について責任を負わないとしていました。	運営者の故意または重過失による場合を免責対象外とする内容に修正しました。	内容の明確化
第 12 条第 4 項	運営者が必要と判断した場合、ラウンジの全部または一部を休止・閉鎖できるとしていました。	「やむを得ない事由がある」と判断した場合に休止・閉鎖できる内容に限定しました。	内容の明確化
第 16 条第 2 項	調査目的の情報提供・利用について「異議なく承諾」するとしていました。	情報提供・利用について「あらかじめ同意」する表現に修正しました。	内容の明確化

2. SHARE LOUNGE プレミアムメンバー利用規約

条項	改定前	改定後	改定の趣旨
第1条第6号	月額料金のみで対象ラウンジを利用できる旨を定めていました。	同行者、個室、会議室、オプションサービス等は別途料金が発生する場合があることを明記しました。	アプリ改修
第2条第3項第7号	その他、当社が不適切と判断した場合は登録をお断りできるとしていました。	前各号に準ずる事由があり、当社が不適切と合理的に判断した場合に限定しました。	内容の明確化
第3条第4項	登録内容未変更による不利益について、対象ラウンジ運営者は責任を負わないとしていました。	対象ラウンジ運営者の故意または重過失による場合は免責されない内容に修正しました。	内容の明確化
第3条第6項（新設）	定めなし	プレミアムメンバーが同行者と複数名席を利用する場合、本人分は料金不要、同行者分のみスマートチェックインで決済できることを明記しました。	アプリ改修
第3条第7項（新設）	定めなし	予約時（予約せずにチェックインする場合はチェックイン時）に利用する席種を選択いただく場合があること、及び選択した席種以外の席は利用できないことを明記しました。	アプリ改修／内容の明確化
第4条第2項	退店判断について異議を述べないものとしていました。	当該文言を削除し、対象ラウンジ運営者の指示に従う旨に修正しました。	内容の明確化
第4条第2項第8号・第10号	反社会的勢力に該当する場合、または運営者が不適切と判断した場合を一括していました。	反社会的勢力の定義を明確化し、その他の事由は「前各号に準ずる事由」により合理的に判断した場合に限定しました。	内容の明確化
第4条の2第1項第7号・第9号	理由を問わず施設を破損等する行為、または名誉・信用を傷つける行為を禁止していました。	施設の破損等は故意または過失によるものに整理し、名誉・信用侵害について文言を整理しました。	内容の明確化
第7条第1項第5号・第6号・第8号	逮捕・拘留・起訴等、迷惑行為、その他運営者が相当と認める場合に利用停止・強制退会できるとしていました。	刑事事件は起訴等に加えて利用継続が不適切と合理的に判断した場合、迷惑行為は著しい場合、その他は前各号に準ずる事由があり継続困難と合理的に判断した場合に限定しました。	内容の明確化
第7条第2項	SLN 店舗の利用停止について「異議なく承諾」とし、一定の場合は責任を負わないとしていました。	「あらかじめご了承ください」に改め、免責範囲をラウンジ運営者の故意・重過失を除く場合に整理しました。	内容の明確化
第12条	一定の予告期間をもって、いつでもサービスを終了できるとしていました。	相当の予告期間をもって終了できることとし、月途中でサービス全部を終了する場合は、終了翌日から月末までの相当額を日割り返金します。	内容の明確化

3. SHARE LOUNGE アプリサービス利用規約

条項	改定前	改定後	改定の趣旨
第1条第4号（3）～（5）	予約店舗の決済、利用終了前の通知を主な機能としていました。	予約以外の指定店舗での決済、延長不可時の通知、QRコード等による電子錠解錠・入退館サービスを追加しました。	アプリ改修
第3条第1項	当社が不適切と判断した場合、利用登録を承諾しないことがあるとしていました。	当社が合理的な理由により不適切と判断した場合に限定しました。	内容の明確化
第3条第4項	登録事項の未変更により利用できない場合等について、当社は一切責任を負わないとしていました。	当社の故意または重過失による場合は免責されない内容に修正しました。	内容の明確化

条項	改定前	改定後	改定の趣旨
第5条第1項	第三者との損害・紛争について、当社に迷惑や損害を与えないものとしていました。	利用者が自己の費用と責任で損害を賠償し、または紛争を解決する内容に整理しました。	内容の明確化
第6条第2項	利用者によるログイン情報の開示等に伴う損害について、当社は責任を負わないとしていました。	当社の故意または重過失による場合は免責されない内容に修正しました。	内容の明確化
第8条第1項柱書・第16号	当社が不適切と判断した場合、サービスを制限・停止できるとしていました。	当社が合理的に判断した場合に限定し、包括的禁止事項も前各号に準ずる行為に限定しました。	内容の明確化
第8条第1項第4号・第5号（新設）	定めなし	電子錠・認証端末等の不正操作、正常動作の妨害、未手続の第三者を入館させる行為を禁止事項に追加しました。	アプリ改修
第9条第1項・第2項	サービス変更等への取消不能な同意をみなし、変更等による損害について一切責任を負わないとしていました。	みなし同意の文言を削除し、変更等は予告期間経過後に効力を生じること、当社の故意または重過失による場合は免責されないことを明記しました。	内容の明確化
第10条第1項柱書・第4号、第2項・第3項（新設）	サービス中断は事前通知なく行える旨を定め、電子錠等の障害・代替入退館手続に関する定めはありませんでした。	緊急やむを得ない場合を除き事前通知します。電子錠・認証機器・入退館システムの障害を中断事由に追加し、代替手続、安全・セキュリティ上の入館制限等を定めました。	アプリ改修/ 内容の明確化
第10条第4項	サービス中断による損害について一切責任を負わないとしていました。	当社の故意または重過失による場合は免責されない内容に修正しました。	内容の明確化
第11条第1項第5号・第6号、第2項第5号・第6号（新設）	定めなし	入退館・認証履歴、電子錠等の操作・エラー・障害対応履歴を取得し、入退館管理、不正利用防止、安全確保、設備保守・セキュリティ確保に利用することを追加しました。	アプリ改修
第12条第1項・第2項	主にプッシュ通知を行い、端末設定により通知を停止できる旨を定めていました。	ポップアップ、電子メール等も通知手段に追加しました。利用終了時刻、延長可否、料金、決済、入退館等の重要通知は停止できない場合があり、通知が表示されない場合もアプリ表示で利用時間を確認することを明記しました。また、プッシュ通知の配信に関する記載を現在の運用に合わせて修正しました。	アプリ改修
第14条第2項第3号	所定事項から生じた損害を免責としていました。	当社、提携先または SLN 参加店舗の故意または重過失による場合は免責されない内容に修正しました。	内容の明確化
第15条第2項	規約変更後もアプリを使い続けた場合、取消不能な同意をしたものとみなしていました。	みなし同意の文言を削除し、変更内容と効力発生日を相当期間前までに周知する内容に修正しました。	内容の明確化

4. スマートチェックインに関する特約

条項	改定前	改定後	改定の趣旨
前文・第1条第1項～第4項	事前予約と自動決済を中心としたサービスとして定めていました。	アプリによるチェックイン・チェックアウト、自動決済、QRコードによる電子錠解錠、一時入退店を含むサービスに拡張しました。プレミアムメンバーを除き事前予約が必要で、未手続の第三者を入館させることは禁止されます。	アプリ改修

条項	改定前	改定後	改定の趣旨
第 2 条	利用時間・延長料金は利用者が管理し、一定の場合を除き当社は責任を負わないとしていました。	アプリ表示による時間管理、終了約 15 分前の通知、自動延長と延長料金、延長不可時の退店、通知が届かない場合の確認方法、料金の決定要素を具体化しました。	アプリ改修/ 内容の明確化
第 3 条	システム保守等の場合にスマートチェックインを中断でき、損害について責任を負わないとしていました。	電子錠・認証機器・通信回線等の保守や障害、安全・セキュリティ確保の場合の中断・制限、原則事前通知、代替入退館方法、緊急時の例外を定めました。	アプリ改修/ 内容の明確化